

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 25年 7月 30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府 門真市 大字門真1006番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) パナソニック株式会社 取締役社長 津賀 一宏 電話 06-6908-1101(代表)					
主たる業種	電子部品製造業	細分類番号	2	9	1	4	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/>	第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第4号
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	パナソニックグループの創業100周年ビジョン「エレクトロニクスNo.1の環境革新企業」の基、全社CO2削減推進委員会を設置し、省エネ体質の継続的な改善を追求する。						
計画を推進するための体制	パナソニック株式会社の各カンパニー、事業部のCO2削減推進責任者をリーダーとして、CO2削減推進体制を構築し、実行計画の進捗管理、達成を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	93,711.0 トン	87,546.1 トン	75,902.7 トン		-12.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	91,194.6 トン	87,546.1 トン	75,902.7 トン		-10.4 パーセント	
実績に対する自己評価		生産稼働減影響により、全体的にはCO2排出量減少。 ・(宇治工場) 下期における設備稼働減によりCO2排出減少。 ・(長岡地区) 空調、照明の節電の徹底、(京都地区) 稼働エリア減で原動の最適化					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (CO2 トン/生産高 百万円)	1.76	1.66	1.49		-10.51 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		省エネ体質改善を主に省エネ活動推進し、原単位向上。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		44.0 セント	48.0 セント	48.0 セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	(宇治)空調設備の更新、照明器具更新(LED化) (長岡地区)特高変電所移設に伴う電力量削減、各棟の不要時消灯					
	(24)年度	(宇治)空調設備の更新、照明器具更新(LED化) (長岡地区)空調、照明の節電の徹底、(京都地区)稼働エリア減に伴う原動の最適化					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	・(宇治)ノーカーデーの実施 ・構内アイドリングストップの徹底					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	・(宇治)自動車通勤の大半は交替制勤務者であるため対象外となり、実際のノーカーデー対象は常勤者の30~40台となり効果薄。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・環境家計簿の実践、エコバッグの利用促進 ・環境ボランティア(クリーン宇治、グリーンキャンパ等)、ノーカーデー実施。 ・竹林ボランティアを4回/年実施						
特記事項	京都パナソニックビルは、H24年10月末に退居、移転 技術総務センター(京都地区)は、H25年3月末に退居、移転						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。